

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容	変更等の許可
根拠法令及び条項	<p>新座市屋外広告物条例第7条</p> <p>第7条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。</p>
所管部課係名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	<p>新座市屋外広告物条例施行規則</p> <p>第7条 条例第7条第1項の市長の許可の申請は、新座市屋外広告物等(変更・改造)許可申請書正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる図書</p> <p>(2) 新座市屋外広告物等管理者確認書</p> <p>(3) 許可を受けようとする広告物又は掲出物件の現在の状況を示す写真</p> <p>2 前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、新座市屋外広告物等(変更・改造)許可決定・申請却下通知書に当該申請書の副本を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>新座市屋外広告物条例施行規則</p> <p>第5条 条例第6条第2項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。</p> <p>(2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。</p> <p>(3) 裏面及び側面が本市の良好な景観を損なわないものであること。</p> <p>(4) 道路上に突き出している部分の光源が点滅していないこと。</p> <p>(5) 広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩が次に掲げるものであること。</p> <p>ア マンセル値(日本産業規格 Z8721 に定める色の三属性(色相、明度及び彩度をいう。)を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。以下同じ。)による色相がGY、G、BG、B、PB、P又はRPである色彩については、彩度3以下のものであること。</p> <p>イ アに掲げる色相以外の色彩については、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものであること。</p> <p>(6) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準に適合していること。</p> <p>第14条 条例第15条第2項第1号の規則で定める基準は、第5条第1号から第5号までに掲げる基準(以下「共通基準」という。)並びに別表第4の自家広告物を表示する地域欄に掲げる地域ごとに、同表の自家広告物の種類欄に掲げる区分に応じ、同表の基準欄及び色彩の基準欄に定める基準のとおりとする。</p> <p>2 条例第15条第2項第2号の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出する部分の面積(以下「表示面積」という。)が2平方メートル以下であることとする。</p> <p>3 条例第15条第2項第5号の規則で定める基準は、共通基準及び別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。</p> <p>4 条例第15条第2項第9号の規則で定める基準は、共通基準及び次に掲げる基準のとおりとする。</p> <p>(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。</p> <p>(2) 空、動物、植物、風景その他本市の良好な景観に調和したものを描写した絵画又はこれらを被写体とした写真であること。</p> <p>(3) 広告物(工事に係る設計者、施工者、監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示するものに限る。)の面積が表示方向から見た面における板塀その他これに類する仮囲いの面積の20分の1以下であること。</p> <p>5 条例第15条第3項第1号の規則で定める基準は、共通基準及び次の各号に掲げる物件の区分に応じ、当該各号に定める基準のとおりとする。</p> <p>(1) 石垣又は擁壁を利用する広告物又は掲出物件 表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンク</p>

	<p>基 準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	<p>その他のタンクを利用する広告物又は掲出物件 表示面積が15平方メートル以下であること。</p> <p>6 条例第15条第3項第3号の規則で定める基準は、共通基準及び第4項第2号に掲げる基準のとおりとする。</p> <p>7 条例第15条第8項の規則で定める基準は、共通基準及び広告物又は掲出物件の広告物を掲出しようとする部分の面積が表示方向から見た面における公益上必要な施設又は物件の面積の20分の1(0.5平方メートルを限度とする。)であることとする。</p> <p>8 条例第15条第9項の規則で定める基準は、共通基準及び別表第6の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める基準のとおりとする。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成22年10月1日設定(令和元年7月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日
	設定等年月日	平成22年10月1日設定(年 月 日最終変更)